

西明石北町自治会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、西明石北町自治会（以下「会」という。）という。

(地 域)

第2条 この会の地域は、明石市西明石北町一丁目・二丁目・三丁目及びその周辺とする。

(事務所の所在地)

第3条 この会は、事務所を明石市西明石北町二丁目8番 西明石北町公民館に置く。

第2章 目 的

(目 的)

第4条 この会は、会員相互及び会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の親睦と福祉の増進を図るとともに、地域生活環境の整備や防災などに努め、明るく住み良いまちづくりを行うことを目的とする。

(事 業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と福祉に関する事。
- (2) 専門部活動に関する事。
- (3) 会員相互の連絡及び会内外の各種団体との連絡調整に関する事。
- (4) 行政情報の活用及び行政との連絡調整に関する事。
- (5) 所有する資産の管理及び運営に関する事。
- (6) 地域の将来計画の作成に関する事。
- (7) 自主防犯防災に関する事。
- (8) その他、会の目的達成に必要な事項。

第3章 会 員

(会 員)

第6条 会員は、第2条に定める区域の居住者及び事業者とし、居住者にあつては原則として世帯主とし、事業者は管理責任者とする。

2 会員は、この会において選挙権、被選挙権、発言及び議決権を有する。

(会 費)

第7条 会費は、会員当たり月額300円とし、原則として4ヶ月に1回徴収する。

- 2 75歳以上の独居者の会員は、会費を月額150円とする。
- 3 会費は、各隣保において徴収し、隣保委員がまとめて財務部に納入する。
- 4 原則として納入した会費の払い戻しは行わない。
- 5 やむを得ない理由がある場合は、役員会の承認を得て免除する場合がある。

第4章 役員及び隣保委員

(役 員)

第8条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名

(4) 専門部長 各1名

(5) 会計監査 2名

(役員を選出)

第9条 選出された役員は、隣保委員総会において承認する。

2 役員を選出は、次の順で選出する。但し留任は妨げない。

(1) 立候補により選出する。

(2) 留任により選出する。

(3) 次年度会長及び副会長は、当年度役員の中から選出する。

(4) 次年度専門部長は、当年度同専門部副部長の中から選出する。

(5) 該当者なき場合は、当年度隣保委員の中から選出する。

3 会計監査は、会員より選出し他の役職を兼ねることができない。

(役員職務)

第10条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 会計は、この会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

4 総務部長は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行う。

5 専門部長は、選任された専門部の業務を行う。

6 会計監査は、この会の業務及び会計の監査を行う。

(役員任期)

第11条 役員任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員が任期中に辞任したとき、後任の役員任期は前任者の残任期間とする。

(隣保委員)

第12条 隣保は、隣保委員を1名選出しなければならない。

2 隣保委員は、隣保単位を代表して会務に協力し、専門部に所属する。

3 隣保委員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

4 隣保委員が任期中に辞任したとき、後任の隣保委員任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(会議の種類)

第13条 この会の会議は、隣保委員総会、役員会、隣保会及び専門部会とする。

2 隣保委員総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第14条 隣保委員総会は、隣保委員及び役員をもって構成する。

2 役員会は、会計監査を除く第8条の役員をもって構成する。

3 隣保会は、隣保単位の隣保委員と会員をもって構成する。

4 専門部会は、各専門部の部長、副部長及び部員をもって構成する。

5 会長及び総務部長は、必要に応じ各部副部長の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の機能)

第15条 隣保委員総会は、この会の最高議決機関であり、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 資産管理報告に関すること。

(4) 規約の制定改廃に関すること。

- (5) 役員を選任及び解任に関する事。
- (6) その他、この会の運営に係る重要事項に関する事。
- 2 役員会は、この会の執行機関であり、次の事項を議決する。
 - (1) 隣保委員総会の議決した事項の執行に関する事。
 - (2) 隣保委員総会に付議すべき事項に関する事。
 - (3) その他、隣保委員総会の議決を要しない会務の執行に関する事。
- 3 隣保会は、隣保委員総会及び役員会の決定事項及び付議された事項について、隣保単位で会員の意思を反映する。
- 4 専門部会は、所管業務を執行する。
- 5 第1項に定める事項につき、急を要するものについては、役員会で議決のうえ、執行し、会長はこれを次の隣保委員総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(会議の開催)

- 第16条 定期総会は、年度始め、中間決算及び年度会計終了時の3回開催する。
- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は隣保委員の3分の1以上又は役員会の要請があれば開催しなければならない。
 - 3 役員会は、毎月定期的に開催されるほか、会長が必要と認めたとき、又は役員会の要請があれば開催しなければならない。
 - 4 隣保会は、会長が必要と認めたとき、又は隣保単位会員の過半数の要請があれば開催しなければならない。
 - 5 専門部は、事業遂行の進捗にあわせて随時開催とする。

(招集)

- 第17条 隣保委員総会は、会長が招集する。
- 2 役員会は、総務部長が招集する。
 - 3 会長は、第16条-2の規定による請求があったときは、その日から28日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 4 総務部長は、第16条-3の規定による請求があったときは、その日から14日以内に役員会を招集しなければならない。
 - 5 総務部長は、第16条-4の規定による請求があったときは、その日から14日以内に隣保会を招集しなければならない。
 - 6 隣保委員総会、役員会及び隣保会を招集する場合は、会議の出席者に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会日の5日前に通知しなければならない。但し、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りでない。
 - 7 専門部会は、部長が副部長及び部員を召集する。

(議長)

- 第18条 隣保委員総会の議長は、総会に出席した隣保委員の中から2名選任する。
- 2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。
 - 3 隣保会の議長は、隣保委員がこれに当たる。
 - 4 専門部会の議長は、専門部長がこれに当たる。

(定足数)

- 第19条 会議は、隣保委員総会においては総隣保委員、役員会においては役員現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会等の議決)

- 第20条 隣保委員総会の議事は、出席隣保委員の過半数をもって決する。

- 2 役員会の議事は、役員の過半数をもって決する。
- 3 専門部会の議事は、部会員の過半数をもって決する。
- 4 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第21条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない隣保委員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 隣保委員総会及び役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 役員及び隣保委員の現在数
 - (3) 会議に出席した役員及び隣保委員の数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 隣保会及び専門部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会議の対象の現在数
 - (3) 会議に出席した数
 - (4) 議決事項

第6章 組 織

(隣保の定義)

第23条 隣保は、居住地の隣保単位に所属する会員で構成する。

- 2 隣保は、原則として住居表示における同一街区符号をもって隣保単位とする
- 3 1隣保は概ね10会員から15会員とする。但し、同一街区符号であっても分割し、あるいは隣接する街区符号と合併をもって隣保単位を編成する場合がある。
- 4 隣保の編成は、役員会で決定し隣保符号を付す。

(専門部)

第24条 この会に、次の専門部を置く。

- (1) 総務部
 - (2) 管理部
 - (3) 財務部
 - (4) 防災部
 - (5) 環境部
 - (6) 文化部
 - (7) 婦人部
 - (8) 末広会
- 2 役員会は、必要と認めるとき、臨時の専門部を設けることができる。

(サークルの設置)

第25条 会員は、教養、趣味および健康管理等に関してグループを結成し活動する自治会公認のサークル活動を申請することができる。

(協力組織等)

第26条 会は、地域の各種団体及び関係委員と協力して、会の目的の実現に努めるため、運営に関し各会の代表の参画を得る。

2 参画を得る各会は、次の通りとする。

- (1) 西明石北町子ども会
- (2) 野々池中学校PTA地区委員会
- (3) 鳥羽小学校PTA地区委員会

3 参画する会議は、隣保委員総会及び役員会とする。

(顧問の設置)

第27条 この会は、自治会活動を円滑に運営するために顧問をおくことができる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入
- (6) 別に定める資産（公民館の土地及び建物）

(資産の管理)

第29条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

2 別に定める資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、隣保委員総会の議決を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

3 詳細については、備品管理規定に定める。

(公民館の運営)

第30条 西明石北町公民館（以下、公民館という）の維持、管理および運営は、管理部が担当し、管理部長がその責任を負う。

2 公民館の使用については、自治会および各会の公的行事、サークル活動ならびに会員とその家族の福祉、厚生、文化活動、その他諸行事に使用することを目的とする。

3 その他公民館の運営に関する細部については、公民館運営細則に定める。

(経費の支弁)

第31条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第32条 この会の会計は、一般会計と特別積立金に区分する。

2 一般会計は、年間予算にともなう事業の執行経費を支弁する。

3 特別積立金は、年間予算外の特別な執行経費を支弁する。

4 一般会計の経常経費は、会費、寄付金品、事業に伴う収入、その他収入で賅うものとする。

5 特別積立金は、資産に伴う収入（公民館利用料等）を積立金とする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この会の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に、隣保委員総会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第34条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後1ヶ月以内に、その年度末の財産目録とともに会計監査の監査を経て、隣保委員総会の承認を得なければならない。

(助成金)

第35条 この会及び専門部は、所管業務の遂行にあたって助成金をうけるととき、事業計画書及び事業予算書を、又、事業が完了したとき、事業報告書及び収支決算書を役員会に提出し、承認を受けなければならない。

2 第24条の協力組織等が助成金を受けるとき、前項と同様の関係書類を提出し、承認を得るものとする。

(会計年度)

第36条 この会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。
但し、事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、隣保委員総会において隣保委員総数の3分の2以上の議決を得なければ、変更することはできない。

(解散)

第38条 この会が隣保委員総会の議決に基づいて解散をする場合は、会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9章 雑則

(備付け帳簿の整備)

第39条 この会の事務所には、規約、会議に関する帳簿、資産の状況を示す帳簿を整備しなければならない。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

(細則)

第40条 役員会は、この規約を実施するに当たって、必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を制定したときは、次の隣保委員総会に報告し、承認を得なければならない。

附 則

1. この規則の改廃は、隣保委員総会の議決による。
2. この規則に定めていない事項は、役員会で協議する。
3. この規則は、昭和52年4月1日より施行する。
4. この規則は、昭和53年4月に一部を改正した。
5. この規則は、昭和53年12月に一部を改正した。
6. この規則は、昭和59年10月に一部を改正した。
7. この規則は、昭和60年7月に一部を改正した。
8. この規則は、昭和63年4月に一部を改正した。
9. この規則は、昭和63年7月に一部を改正した。
10. この規則は、平成5年3月に一部を改正した。
11. この規則は、平成5年11月に一部を改正した。
12. この規則は、平成11年3月に一部を改正し、平成11年11月1日より施

行する。

13. この規則は、平成12年10月に一部を改正し、平成12年12月1日より施行する。
14. この規則は、平成13年11月に一部を改正し、平成14年4月1日より施行する。又、この規則に定めていない事項は、西明石北町自治会規定付則および役員会で協議する。
15. この規約は、平成16年4月1日から施行する。
16. この規約は、平成18年1月に一部改正し、平成18年4月1日から実施する。